



ご案内

『ぱぁとなー』って??

About Us

『ぱぁとなー』は鳴門市に設置された、「配偶者暴力相談支援センター」の機能と「家庭児童相談室」の機能を兼ね備えた「鳴門市女性子ども支援センター」の愛称です。

皆様のしあわせづくりのパートナーとなれるように、との思いから名付けられました。

平成22年の設置当初は「配偶者暴力相談支援センター」の役割を果たす「鳴門市女性支援センター」として発足しましたが、DV被害者の多くが子どもを抱えた母親であること、また、様々な要因から増加の一途をたどる児童虐待の防止を目的に、平成23年に「家庭児童相談室」の機能を兼ね備えた「鳴門市女性子ども支援センター」へと進化しました。

家族の中の人権侵害、とりわけ女性への暴力の予防、また児童虐待などの早期発見と救済に努め、それぞれ専門の相談員が相談者に様々な支援をしています。

そして、その後の女性や子供の安全・安心な暮らしを支えることを通じて、男女共同参画社会の実現をめざしています。

『ぱぁとなー』 3つの約束・7つの挑戦

～3つの約束～



1

女性とパートナーのための『ぱぁとなー』です。

男女共同参画社会基本法の第2条において、男女共同参画社会とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び社会利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と明記しています。

『ばぁとなー』は、男性と女性が良きパートナーになれるような鳴門市をめざします。

2 鳴門市民の『ばぁとなー』になります。

『ばぁとなー』では、男女が等しく尊重される社会づくりをめざし、講座や研修による意識の啓発、各女性グループの情報交換等のお手伝い、男女共同参画関係図書の貸し出し、女性相談、女性のためのカウンセリングなど、家庭や職場など生活の様々な場面でお役に立てるような身近な事業を行う市民のパートナーになります。

3 『ばぁとなー』は、鳴門パートナーシッププランを実行します。

本市では、2001年に鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』を策定しました。これは、男女平等社会への意識改革の推進、社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進、男女が共に担う家庭責任・地域づくりの推進、就労における男女平等の推進と環境整備、男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進の6つの基本目標を定めて様々な施策や取り組みを進めてきました。

この計画は10年計画であったため、2011年新たに『鳴門パートナーシッププランⅡステージ』を策定し、同計画を全庁的に実践することであらゆる分野での男女共同参画を推進しています。

～7つの挑戦～

1 「ジェンダー」にとらわれない地域社会作り

ジェンダー（gender）とは、社会的・文化的に形成された性別を表す言葉です。

これまでの固定的なジェンダー意識が、社会の大きな変化の中で人々の暮らしに合わなくなってきています。

性別役割にとらわれた男女双方の生きにくさを解消し、女性や子どもへの暴力や人権侵害を解決することが必要です。

『ばぁとなー』は、ジェンダーにとらわれない社会を作ります。

2 女性の「エンパワメント」を応援

差別や抑圧、暴力などにより、人は自らの力を失います。もともと持っている自分自身の力を再度見出して、発揮できるよう回復することをエンパワメント（empowerment）と言います。

女性のエンパワメントとは、女性が自分を大切にかけがえのない存在である信じ、自分の人生における大事な決定を自ら選択し、自分自身のために行動できることを指しています。

『ぱぁとなー』は、女性のエンパワメントを応援します。

3 「ワーク・ライフ・バランス」の提案

ワーク・ライフ・バランス(Work-life balance)とは、「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事や家庭や地域生活などにおいて、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指しています。

2007年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、実現に向けて官民一体の取り組みが始められました。

『ぱぁとなー』は、あらゆる場面でワーク・ライフ・バランスを提案します。

4 「ドメスティック・バイオレンス」のない地域づくり

配偶者や恋人からの暴力のことを、日本ではドメスティック・バイオレンス（domestic violence）と呼び、他の家庭内暴力と区別しています。DV実態調査では、一度でも暴力を受けたことのある女性は3人に一人、命の危険に曝される暴力の体験も20人に1人という結果が出ています。

DVは身体的な暴力だけに限らず、加害者の支配とコントロールの手段として様々な暴力が使われ、被害者に長期に渡る多大なダメージを与えるものです。日本では、2001年にDV防止法が制定施行され、社会全体での解決がめざされています。

『ぱぁとなー』はDVのない鳴門市をめざします。

5 女性の「アサーティブ」を大切に

アサーション（assertion）とは自分の気持ちや感じていることを誠実に率直に伝えることです。

本市では、DV法の制定と時を同じくして女性相談事業を開始しました。

この女性相談事業では一人ひとりのお悩みをていねいにお聞きし、相談者が自らの決定を尊重し充実した生活が送れるまで

アサーティブを支援します。

6 子どもたちのためにパパママを「スマイル」に

児童虐待防止法では『子どもが同居する家庭において、配偶者に対し暴力をふるう行為は児童虐待（心理的虐待）である。』と定義づけています。父母の間に暴力が在る場合、子どもへの直接の暴力がなくても子どもは恐怖心と不安から落ち着きがなくなったり不登校や学業不振などの影響が出る可能性があります。

子どもたちの健やかな成長のために、パパやママが幸せなスマイル（smile）になるよう応援します。

7 被害当事者の保護・救済・自立まで「サポート」

『ぱぁとなー』は、女性に対する人権侵害や家庭内暴力の早期発見、保護に努めるとともに、被害者の傷付いた心を癒やし、自ら決定した生活設計が立てられるよう、社会的自立まで支援（Support）します。

